

# 撮影申請（報道機関）に係る業務フローチャート （本会議・委員会）

本会議初日の3日前（市役所閉庁日を除く）まで

本会議又は委員会への撮影申請の連絡又は届出



申請内容の聞き取り日時の日程調整を行う

本会議（報道機関－議長又は副議長及び議会事務局）

委員会（報道機関－委員長又は副委員長及び議会事務局）



日程調整後

報道機関への内容聞き取り、遵守事項の説明

本会議（報道機関－議長又は副議長及び議会事務局）

委員会（報道機関－委員長又は副委員長及び議会事務局）

議会内協議

許可

不許可

本会議・委員会の前日まで

申請者への通知（撮影許可証の送付）、庁内関連部署への連絡

申請者への通知（不許可）

当日

撮影許可証を印刷若しくは画像を持参の上、議会事務局へ

※令和8年6月1日時点